

令和5年度関東地区水産物販売促進事業委託業務審査基準

1 審査対象事業者

東京都中央卸売市場の卸売業者又はその関係会社

2 審査項目および点数

(1) 事業実施体制 (55点)

審査の項目	審査の視点	得点	配点
事業実施体制	他卸売業者から販売対象品目を円滑に購入することができる	15	55
	量販店及び飲食店に直接販売することができる	15	
	運送会社と連携し水産物を流通させる事ができる	15	
	営業冷蔵庫と連携し水産物を保管することができる	10	

(2) 事業内容 (35点)

審査の項目	審査の視点	得点	配点
事業内容	事業内容の妥当性、実現可能性	10	35
	事業への理解度	10	
	販売先、販売方法の具体性	5	
	量販店・飲食店でのPR内容	5	
	HACCP対応の加工場の有無	5	

(3) 目標販売額 (10点)

審査の項目	審査の視点	得点	配点
目標販売額	委託金額の14倍未満	0	10
	委託金額の14倍以上、15倍未満	5	
	委託金額の15倍以上	10	

3 審査の方法

(1) 審査においては、提出された見積書と、事業計画書による審査を行います。

- (2) 県において、「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査終了後、結果を集計し、得点の高い者を受託者として決定します（総合点数の60%以上を獲得していることを要する）。